随　意　契　約　理　由

令和６年（2024年）４月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 契約担当課名 | 危機管理課 |
| 発注担当課名 | 危機管理課 |
| 契約名称 | 防災・福祉ささえあいづくり推進事業委託業務 |
| 契約内容 | 防災・福祉ささえあいづくり推進事業委託業務 |
| 契約締結日  及び契約期間 | 令和６年（2024年）４月１日  令和６年（2024年）４月１日  ～令和７年（2025年）３月３１日 |
| 契約の相手方  （所在地・名称） | 豊中市中桜塚２丁目２９番３１号  社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 |
| 契約金額 | 6,300,000円 |
| 随意契約理由 | （地方自治法施行令第167条の2第１項　第　2　号に該当） |
| 平成28年度から着手し、平成29年度に運用を開始した「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」は、災害時に避難等の支援を必要とする者（避難行動要支援者）への支援を実施するための体制構築を主目的としたものであり、災害時における支援の実効性を向上させるためには平常時からの関係作りが重要となる。  豊中市社会福祉協議会は、地域に根差した多種の活動を通して、地域の諸団体と密接な関係を築き、地域における課題の把握や課題解決のための取り組みを続けている。さらには、当該事業の前身にあたる「災害時要援護者安否確認事業」にも参画し、地域の支援者である校区福祉委員会や民生・児童委員協議会（平成23年度より事務局も担う）とも連携した見守り体制を構築、強化してきた。  当該業務の委託事業者には、福祉的な分野での豊富な知識や経験を持っていることに加えて、本市における住民の活動状況、活動体制、地域の歴史等にも精通していることが絶対条件であり、これらの条件を全て満たす団体は（社福）豊中市社会福祉協議会しかない。  また、平成28年度には本事業に関する地域説明や支援体制構築、平成29年度には避難行動要支援者名簿の提供に関する協定の締結に関する業務を受託しており、地域の実情や考え方を把握していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものとする。 |